

# 悪質な消火器の訪問販売や点検にご注意ください！

「消防署の許可をもらっている」、「消防署の委託を受けている」などと言って消火器の販売や点検（消火薬剤の詰め替えなど）を行い、不当な価格を請求する業者がいますが、消防署は訪問販売の許可や販売の委託を行うことはありません。万一の被害にあわないためにも、以下の点に注意してください。

- 身分証明書の提示を求める。
- あやしいと思ったら、安易に承諾せずはっきりと断りましょう。
- 契約書などをよく読み、むやみにサインはしないようにしましょう。
- 脅迫的な行動や強引な勧誘は、速やかに警察へ通報しましょう。



もし、気づかずにサインや承諾をしてしまっても、訪問販売の場合は8日以内であれば「クーリングオフ制度」が認められており、契約を解除できる場合がありますので、ご不明な点は市の消費生活相談窓口へお問い合わせください。

甲賀市消費生活相談窓口  
電話 0748-69-2147

湖南市消費生活相談窓口  
電話 0748-71-2360

甲賀広域行政組合消防本部